

工事及び業務委託契約約款改正のお知らせ

平成29年3月

平成29年4月1日から、契約約款が新しくなります。

1 改正内容

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に関する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）の一部が改正されました。

これに伴い、山口県建設工事請負契約約款及び業務委託契約約款の条項を下記のとおり改正します。

○建設工事請負契約約款（単年用・国債用・単債用）

第34条第7項、第36条第3項、第41条第3項、第45条第3項

「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

○業務委託契約約款（設計業務等委託用）

第33条第4項、第35条第3項、第39条第3項、第44条第1項及び第2項

「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

○業務委託契約約款（発注者支援業務用）

第33条第3項

「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

2 適用年月日

平成29年4月1日以降に契約期間が始まる契約から適用します。

3 その他

新しい契約約款と新旧対照表は、土木建築部技術管理課のホームページに掲載しています。